

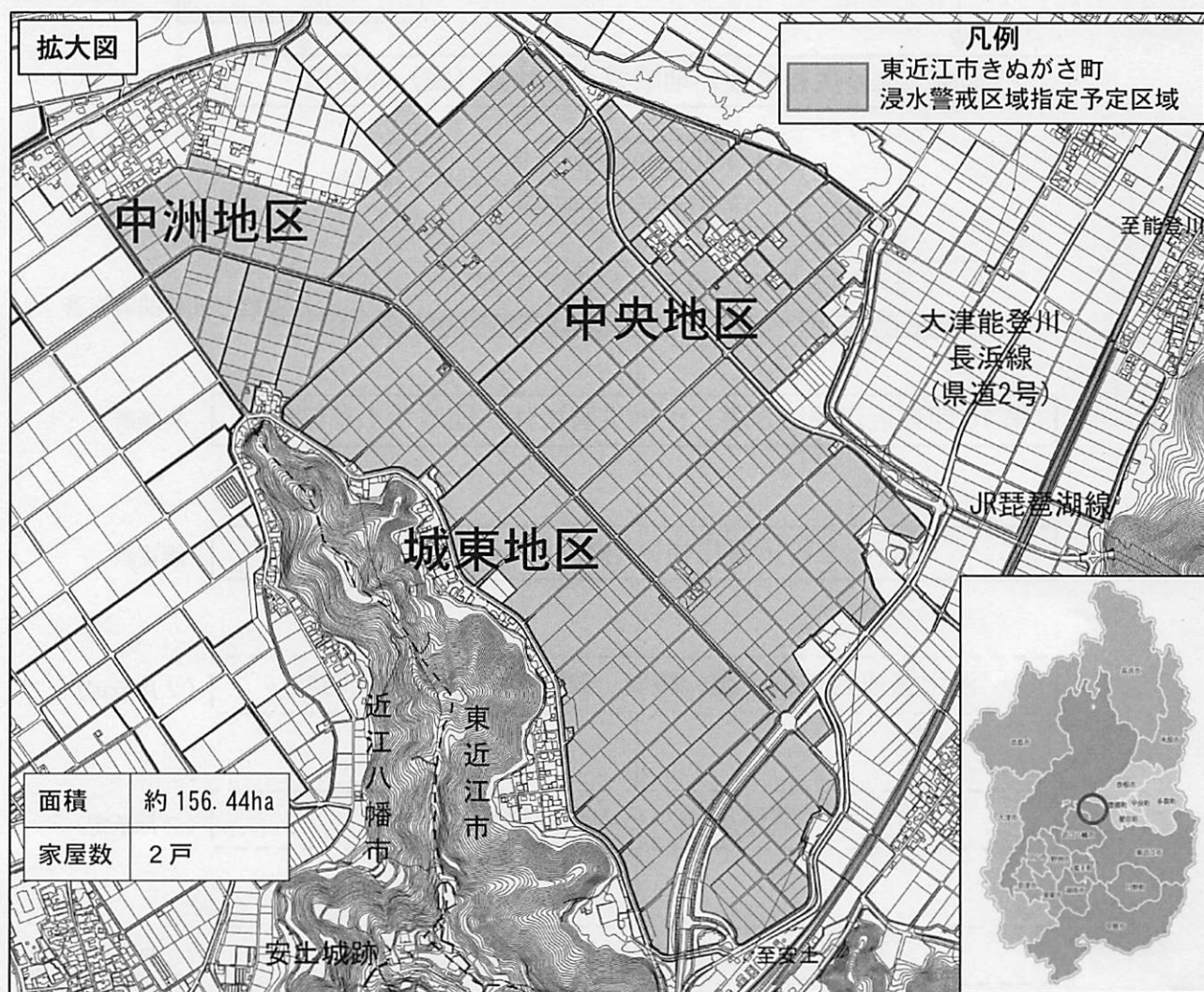
浸水警戒区域の指定について

1. 東近江市きぬがさ町の指定（城東、中洲、中央）について

東近江市きぬがさ町の城東、中洲、中央の3地区を浸水警戒区域に指定することについて、指定案の縦覧公告、市長への意見聴取、滋賀県流域治水推進審議会への諮問などの手続きを進めることとしましたので報告します。

なお、浸水警戒区域は、浸水リスクの高い地区について、滋賀県流域治水の推進に関する条例第13条に基づき、知事が指定するものです。

2. 浸水警戒区域（予定）



3. 水害・土砂災害に強い地域づくりの取組について

(浸水警戒区域の指定に向けた取組フロー図)

